

## 年寄名跡の承継

### A study of succession of elder member name in Grand Sumo

武藤泰明

早稲田大学スポーツ科学学術院

Yasuaki Muto

School of Sport Sciences, Waseda University

キーワード: 大相撲、年寄名跡、承継、競技者自治

Keywords: Grand Sumo, elder member name, succession, athletes' autonomy

#### Abstract

The Nihon Sumo Kyokai, a foundation, is managed and operated by elder members (Toshiyori). The elder member name has characteristics of asset, business rights and license. By acquiring one of 105 names, elder member become a councilor and a candidate for a board member of the foundation.

Succession system of the name is unique. The foundation or its board doesn't designate a successor. It is dealt between applicant and predecessor by themselves. Requirement of the foundation's article to an applicant is only that he has high achievement as an athlete, and in case the applicant is an heir the condition of the achievement is eased. It is said that usually an applicant pays more than one hundred million yen for acquiring a name. But if he doesn't have so much money or suitable name for him is used by other elder and he wants to wait till the name is released, he can hire another name. And once he becomes an elder, enough and stable compensation is guaranteed from the foundation.

In this paper, peculiarity of the succession system is examined from three points of view; motivation, selection and deal. And it is found that the system and customs of succession is equivocal and pliable, and these characteristics make the succession system stable.

スポーツ科学研究, 7, 82-97, 2010 年, 受付日: 2010 年 4 月 1 日, 受理日: 2010 年 9 月 12 日  
連絡先: 武藤泰明 202-0021 東京都西東京市東伏見 3-4-1 早稲田大学スポーツ科学学術院

muto-office@waseda.jp

#### I. 研究の背景と目的

財団法人日本相撲協会(以下、「協会」と略記)は、大麻問題、あるいは時津風部屋の暴行死事件など、不祥事はあるものの、財務的には、健全かつ安定的に経営されている公益法人である。そして、協会のこのような安定的な経営は、年寄という、学校教育を受けた年限が短く(その多くの

最終学歴は中学卒業である)、また組織経営について OJT ないし Off-JT での教育を受ける機会のほとんどない人々によって担われている<sup>註 1</sup>。年寄は例外なく「もと力士」であり、それも一定以上の実績をあげた者である。彼らによる経営は「競技者自治」と呼ぶことができるだろう。

このような競技者自治は、他の競技にも見られ、

かならずしも特異なものではないが、たとえばサッカーでは、協会の幹部の多くは「もと競技者」であると同時に、大学卒業者であり、所属していたアマチュアクラブを所有していた企業において、選手引退後は一般的な産業社会での職業経験を積んでいることが多い。サッカーに限らず、いわゆる企業スポーツ、すなわち、これまで日本において典型であった競技においては、このような「職業経験を持つ競技経験者による自治」が一般的であり、同じ競技者自治でも、協会のそれは例外に属する。

この例外的な競技者自治が成功を収めていることは、経営学の観点からは、一種の驚きであると言える。経営学が一般的に認識しているのは、組織、とくに企業のトップマネジメントは「同族の経営者」と「専門的経営者」に大別され、「専門的経営者」は「内部昇進」と「スカウト」に類別されるというものである<sup>注 2</sup>。年寄のようなトップマネジメントを、経営学は認識・予見していない。年寄は内部昇進者ではあるが、一般的な組織に属する内部昇進者は、昇進の過程で、経営管理についての実務的経験を持つ。これに対して年寄は、競技者(力士)としての経験を積むが、その間、経営管理には携わらない。したがって、年寄による安定的な経営が実現されていることの理由や背景をその一部についてでも解明することは、スポーツ経営だけでなく、経営学全体に対して、あらたな知見を提供するものになると思われる。

本研究は、このような背景およびこれに基づく問題意識から、協会のトップマネジメントを構成する年寄を、組織経営の観点から取り扱う。具体的には、年寄名跡の性格を俯瞰するとともに、その承継のパターンを分析することによって、伝統的な名跡承継方式を、合理性と多義性・柔軟性の視点から考察することを目的とする。

## II. 研究の方法・観点と先行研究・資料

年寄の選任条件や待遇等については、協会の寄附行為およびその付属文書によって確認する。名跡の異動、承継については、協会が監修する月刊誌である「月刊相撲」各号により確認することができる。すなわち、本研究が用いた資料は一般に公開されている二次的なデータであり、これに基づいて年寄名跡の「性格」と「承継パターン」を分析する。

年寄、年寄名跡をトップマネジメントの選任という観点でとりあげた研究・文献あるいは資料は少ない。中島(2003)は、大相撲を経済学的な観点から取り上げ、年寄及び年寄名跡についても論及している。また生沼(1994)は年寄について社会的な観点から分析し、報酬、江戸期以降のライフコース、部屋の承継を示している。本稿はこれらを参考にしつつ、年寄名跡の承継を取り扱う。

## III. 年寄名跡の性格

### 1. 年寄名跡取得の要件

年寄とは、協会の寄附行為 34 条に定められた資格である。別称は「親方」であり、部屋を持つ年寄を「師匠」と通称する。

年寄になるためには、理事会の議決を経て、年寄名跡を襲名する必要がある。名跡の数は現在 105 である。これ以外に「北の湖」と「貴乃花」が一代年寄である。また、横綱は引退後 5 年間力士名のまま年寄となる。大関で引退した場合は 3 年間である。以下では、105 の名跡の異動を研究の対象とする。

では、どのような要件を満たせば年寄名跡を襲名することができるのか。これを整理すれば以下のとおりである。

#### 1) 競技者としての資格要件

年寄名跡襲名のために、競技者(力士)として必要とされるのは、日本国籍を有することのほか、つぎのいずれかの要件である。

- ア. 幕内を通算 20 場所以上
- イ. 幕内と十枚目(以下一般的な通称にしたがい「十両」と記載)をあわせて通算 30 場所以上
- ウ. 三役を 1 場所以上

すなわち、一定の成績をあげていなければ、年寄になることができない。横綱・大関も名跡襲名資格があるが、横綱・大関が三役を経験していないということはないので、要件としては上記 3 項で足りるといえるだろう。例外として、相撲部屋継承者(いわゆる跡取り)については幕内通算 12 場所以上または幕内・十両通算 20 場所以上であれば資格がある。さらに、継承届け出人が継承資格に達しなかった場合は、理事会の決議により是非を決定する<sup>注 3</sup>。すなわち、部屋の継承者については要件が緩和されている。

## 2) 名跡取得費用

年寄名跡の譲渡・取得については相対で行われ、その価格は公表されていない。しかし、次のような報道から取得費用の例を知ることができる。

\*\*\*\*\*

大相撲立浪部屋の先代親方(元関脇羽黒山)が、年寄名跡(年寄株)「立浪」を現在の親方(元小結旭豊)に襲名継承した対価の支払いを求めた訴訟の上告審で、最高裁第二小法廷(北川弘治裁判長)は九日、先代親方側の上告を退ける決定をした。先代親方側が逆転敗訴した二審・東京高裁判決が確定した。

一、二審判決によると、先代親方は一九九五年四月に現親方を婿養子に迎える養子縁組をし、日本相撲協会の定年に達した九九年二月、年寄名跡を現親方に襲名承継させた。一審・東京地裁判決は「慣習に従って相当額を支払う口頭の合意があった」とし、現親方に一億七千五百万円の支払いを命令。しかし、二審判決は「合意は極めてあいまいで認められない」として請求を棄却していた。(日本経済新聞 2004 年 7 月 10 日朝刊、38 面)

\*\*\*\*\*

大相撲の二子山親方(元大関貴ノ花)が東京国税局か

ら、三億円の申告漏れを指摘され二十二日、修正申告を行った。

二子山親方は、その三億円について「年寄名跡(いわゆる年寄株)」購入によるものと実質的に認めた。三年前、兄の二子山親方(先代横綱若乃花、現相撲博物館館長・花田勝治氏)が定年を迎え、当時の藤島親方(現二子山親方)に弟子と株を譲った。この時の後援会からの“資産援助”が今回、問われたものだ。(日本経済新聞 1996 年 7 月 23 日朝刊、36 面)

\*\*\*\*\*

前者は年寄名跡「立浪」についてのもので、記載には「慣習に従って相当額を支払う」とある。すなわち、慣習として名跡の譲渡は有償である。対価は 1 億 7500 万円である。後者の例は「二子山」の名跡取得に 3 億円を要し、その費用を後援会が援助したことについてのものである。これらの例からわかることは、年寄名跡を取得するためには、対価として億円単位の費用がかかるということである。その支払い能力がなければ、名跡を取得することはできない。

## 3) 部屋を興すための要件

年寄になるだけでなく、師匠としてあらたに部屋を興す場合には、さらに要件が加わる。具体的には以下のようなものがある。

### ① 内弟子<sup>注 4</sup>の養成

年寄が師匠としてあらたに部屋を興すという場合、一般的には部屋を興す前には他の師匠の部屋に年寄りとして所属している。その間に内弟子を獲得し、部屋を興すに際してこれを伴う。したがって、内弟子の発掘・育成力が必要となる。

### ② 相撲部屋の建設費用

部屋を興すということは、土俵のある建物を建設することを意味する。したがって、用地・建物の取得・建設費用が必要になる。用地・建物のいずれか、あるいは両方を賃借することも可能だが、この場合は部屋の運営費が多くなる。取得にかか

わる一時費用か、長期的な賃借費用かという違いはあるが、費用がかかる点は変わらない。

## 2. 年寄の権利と責任

つぎに、年寄の権利と責任を概観しておきたい。

### 1) 協会運営への参画

年寄は部屋を持つ、あるいはこれに属するが、同時に協会の運営に参画する。具体的には、年寄は全員が協会の評議員となる<sup>注5</sup>。また理事、監事、委員等になる。2008年10月、協会の理事会は年寄以外の外部者を理事(2名)、監事(1名)とすることを決定したが、これは戦後初であり、それまでは理事・監事はすべて年寄であった<sup>注6</sup>。

また協会には相撲教習所、指導普及部、生活指導部、事業部、審判部、地方場所部、巡業部、広報部、相撲競技監察委員会、相撲博物館、相撲協会診療所があるが、このうち相撲博物館、相

撲協会診療所以外の組織の長は理事、すなわち年寄でなければならない<sup>注7</sup>。協会の経営だけでなく、事業の運営についても年寄が責任のある役割を担っているということである。

### 2) 相撲部屋の経営にかかわる役割

このように、年寄は協会の一員としてその経営・運営にあたりると同時に、師匠あるいは相撲部屋つきの年寄として、部屋の経営ないしこれに参与するという役割を持つ。具体的な役割は、弟子を発掘・育成することである。部屋を持つ師匠については、これに部屋全体の経営が加わる。

### 3) 年寄の経済的報酬

#### ① 給与

年寄に対して、協会から給与及び手当が支払われる。役職ごとの金額は表1のとおりである。

表1 年寄の給与および手当

区分	基本給	手当	計(月額)	年額
理事	1,090,000	274,000	1,364,000	16,368,000
監事	950,000	246,000	1,196,000	14,352,000
委員	770,000	201,000	971,000	11,652,000
参与	650,000	174,000	824,000	9,888,000
主任	650,000	174,000	824,000	9,888,000
常勤年寄	600,000	161,000	761,000	9,132,000

(資料：協会寄附行為施行細則)

#### ② 勤続手当

年寄としての勤続年数(ただし満30歳未満の年数は除外される)に応じて以下の額の手当が支払われる(協会寄附行為施行細則第74条)。

勤続年数	手当月額
満6年以上	5,000円
満11年以上	8,000円
満16年以上	11,000円
満21年以上	14,000円
満26年以上	17,000円
満31年以上	20,000円

#### ③ 在勤手当

在勤者には職位に応じて手当が支払われる。金額(月額)は以下のとおりである(協会寄附行為施行細則第75条)。

理事長	50,000円
理事および監事	40,000円
常勤年寄	15,000円

#### ④ 養成奨励金

十両以上の力士を養成した年寄には、養成奨励金が支給される。「養成した」とは、実際にはそ

の力士が弟子として部屋に所在することを指す。協会寄附行為施行細則第 90 条によれば、養成奨励金の金額は、次の通りである(金額は 1 人本場所 1 場所あたり)。

横綱	300,000 円
大関	200,000 円
関脇、小結	100,000 円
幕内	50,000 円
十両	30,000 円

事業報告書によれば平成 18 年度は 24,640 千円が協会から養成奨励金として支出されている。

#### ⑤ 養成費

幕下以下の力士は、力士養成員であり協会から給与を受け取らない。その養成は師匠の役割であり、協会から師匠に対して、養成員 1 人につき月額 65,000 円が養成費として支給される(協会寄附行為施行細則第 56 条)。事業報告書によれば平成 18 年度は 525,866 千円が協会から支出されている。

#### ⑥ 相撲部屋維持費

協会は相撲部屋維持のため、相撲部屋維持費を支出することができる。支出の時期および支出額は理事会の議決により定めるとされている(協会寄附行為施行細則第 51 条)。事業報告書によれば平成 18 年度は 477,961 千円が協会から支出されている。1 部屋あたり約 885 万円である。

#### ⑦ 稽古場経費

協会は各部屋の稽古場設備・風呂代その他稽古経費に充当するため、稽古場経費を支出することができる。(協会寄附行為施行細則第 52 条)。事業報告書によれば平成 18 年度は 350,209 千円が協会から支出されている。1 部屋あたり約 648 万円である。

さて、以上から年寄の年俵を試算してみよう。年俵は、地位、勤続年数、力士養成実績などによって異なる。ここでは、30 歳で部屋付になった

ばかりの年寄をモデルとして設定する。年寄の「最低年俵」はいくらなのかということである。

給与	9,132,000 円	(年額。以下同)
勤続手当	なし	
在勤手当	180,000 円	
養成奨励金	なし	
養成費	なし	
相撲部屋維持費	なし	
稽古場維持費	なし	
合計	9,312,000 円	

上記はきわめて多額ということはないが、一般的な世帯ないし個人が生計を維持していく場合には不足のない金額だということができるだろう。現在の協会の制度では、この金額は 65 歳の定年まで上がり続ける。また、部屋を興すためには一定の資金が必要だが、前述のように毎年維持費、稽古場経費が部屋に対して協会から支払われている。したがって、年寄になることで、もと力士は生活の十分な水準とその安定を実現することができるといえるだろう。

### 3. 年寄名跡の性格

つぎに、年寄名跡がどのような性格を有するものなのかについて検討してみたい。

#### 1) 名跡の経済的性格

##### ① 財産としての年寄名跡

年寄名跡は、個人間の相対で、有償で取引されるものである。したがって、年寄名跡は一種の財産とみなすことができる。

##### ② 営業権としての年寄名跡

名跡を取得すれば、協会の役員(評議員)になるとともに、すでに述べたような経済的報酬を得ることができる。この意味において、名跡は資産、より具体的には無形資産であり、営業権の一種であるといえることができる。

##### ③ 免許としての年寄名跡

このような営業権の個数は有限であり、これを得なければ、年寄としての活動と報酬は実現され

ない。またその権利は誰でも得ることができるものではなく、協会が規定した条件を満たし、相対取引とはいえ最終的に協会が承認した個人に対して付与される。その意味において、年寄名跡とは免許の一種である。

## 2) 所有と貸借

ところで、この名跡は「取得」する以外に「借り」ることができる。名跡を所有していない者が、所有者から名跡を借りて年寄になる(名跡を襲名すること、ないしその名跡は「借り株」と俗称されている。年寄名跡を「年寄株」と通称することからこの名が使われる。年寄名跡を所有できるのは年寄だけではない。これ以外に、力士も現役であるうちに引退後に備えて予め名跡を取得することができる。また「もと年寄」も、引退後も名跡を所有し続けることができる。年寄が死亡した場合は、遺族が一時的に名跡を譲受する。承継対象として予定している力士が現役を続けており、その力士の引退を待っている場合、あるいは当該の力士は現役を引退したが名跡を譲受するだけの資金を用意できず、支払資金を形成することを待っている場合などが想定される。さらに、年寄によっては名跡を複数所有している。たとえば、北の湖は一代年寄なので他の名跡を持たなくても年寄になれるが、実際には名跡を所有し、これを部屋つきの年寄に貸与している。

## 3) 相対取引される名跡

名跡を性格づける他の重要な点として、これが所有にせよ貸借にせよ、相対で取引されるということがあげられる。最終的には理事会による審議と決定が必要だが、審議されるのは予め個人間で合意された承継の可否なのである。換言すれば、理事会は協会の幹部である年寄ないしその候補を指名したり選任したりすることがない。

幹部の選任は、組織の維持発展にとってきわ

めて重要である。したがって一般的に、経営組織は幹部の選任に制度的・実質的な権限を持ち、強く関与する。しかし、協会はこのような経営上の重要事項を実質的に相対の取引に委ねているのである。幹部選任方式としては特異なものであるといえるだろう<sup>注8</sup>。

もちろん、財産、資産であれば、相対取引が一般的である。したがって、名跡の承継方法である相対取引は、名跡を財産、資産とみれば方法として一般的であり、幹部選任の観点からは特異なのである。

解釈として、「財団法人日本相撲協会」という現代の公益法人の本質ないし原初的な形態を、大相撲を催行するための、親方による組合、あるいはより近代的な語では「社団」とであるとみなすならば、相対で名跡が取引されることに特異性はないといえるだろう。換言すれば、上記のような問題は、歴史のある組織が近代的な外形を選択したことに伴う矛盾ないし非整合といえることができるものと思われる。

## IV.年寄名跡承継のパターン

### 1 承継パターンの分析枠組

#### 1) 新規襲名と改跡

年寄名跡の襲名は、新規襲名と改跡に大別される。新規襲名は、名跡を得ていない「もと力士」が、新たに襲名する場合である。これに対して、改跡は、すでに名跡を襲名している年寄が、他の名跡を得てこれに変更する場合を指す。

どの名跡によって年寄になっているのかということは、年寄としての権利と責任とは直接関係がない。しかし後述するように、改跡は頻繁に行われている。

#### 2) 部屋内の承継、一門内の承継、一門外への承継

名跡譲渡者と譲受者の関係のパターンとして

は以下の 3 種類がある。

① 部屋内承継

名跡が部屋内で承継されるパターンである。まず、師匠が定年その他の理由で名跡をその部屋の後進に譲渡するケースを想定することができる。譲渡者は師匠であり、譲受者はその部屋の力士、あるいは部屋つきの年寄である。部屋つきの年寄が退職し、その名跡を同じ部屋の力士ないし部屋つき年寄が承継するのもこのパターンに属する。

② 一門内承継

名跡が一門内の他の部屋に承継されるパターンである。

③ 一門外承継

名跡が一門を超えて承継されるパターンである。

では、実際には承継はどのようなパターンで行われているのか。これを確認するために、2003～2007 年度に行われた襲名を対象として分析を行った<sup>注 10</sup>。

結果であるが、**表 2** のとおり、5 年間で 51 件の承継を確認することができた。このうち新規に襲名した年寄は 24 件(名)である。残る 27 件は、すでに名跡を得ている年寄が、別の名跡を襲名し、改跡したものである。また、承継の対象となった名跡を保有していた年寄(表では「譲渡者」)の側から捉えるなら、引退、解雇(1 件)、死亡(2 件)などの理由で協会を離れたケースは 21 件(名)であり、30 件は他の名跡へと改跡している。すなわち、年寄名跡の異動は、名跡を譲り受ける側も譲り渡す側も、改跡が多い。換言すれば、名跡の異動は、年寄という地位の承継のために行われるものだけではない、というより、それ以外の異動が多いのだということである。

2. 承継の実態の分析

1) 承継の状況

表 2 名跡授受の状況(2003～2007 年度計)

		譲渡者	譲渡者と譲受者の所属			計
			別門	同門	同部屋	
譲受者	新規襲名	引退他	2	4	3	9
		改跡	8	3	4	15
		小計	10	7	7	24
	改跡	引退他	6	5	1	12
		改跡	10	3	2	15
		小計	16	8	3	27
全体	実数	引退他	8	9	4	21
		改跡	18	6	6	30
		合計	26	15	10	51
	構成比	実態	41.7%	29.2%	29.2%	100.0%
		理論値	78.7%	19.4%	1.9%	100.0%

(資料: ベースボールマガジン社「月刊相撲」各号をもとに作成)

2) 承継についての理論値の算出

ここで、ある力士が引退した時、取得できる年寄名跡が「同部屋」「同門(別部屋)」「別門」のどれになるかについての理論値を計算する。ここでいう理論値とは、年寄名跡の異動に際し、「同じ

部屋に所属する者に承継させたい」「同じ一門の者に承継させたい」という意志が働かない場合—すなわち所属する部屋、一門がどれであるかに関係なく、名跡を取得できる場合、換言すれば承継に際し意志が働かずランダムに行われる場合の

確率を表す。

前提として、年寄名跡を取得したいと考える力士の発生確率は、部屋によらず一定とする。実際には、部屋ごとの力士の構成によって同じ確率にはならないが、合理的な発生確率を前提として置くことができないので、一定と考えることにする。

① 同じ部屋の名跡を継承する確率

2007 年 12 月現在で、部屋数は 53、年寄数は一代年寄を除いて 105 である。北の湖部屋を例にとると、年寄は北の湖、山響の 2 名だが、北の湖は一代年寄なのでこの名跡を承継することができない。したがって、承継可能な名跡は 1 であり、襲名を希望する力士から見ると、105 の名跡の中で、この部屋の名跡を承継する確率は 105 分の 1 となる。名跡承継を希望する力士の部屋ごとの発生確率は、上の前提により 53 分の 1 である。したがって、ある名跡承継が、北の湖部屋の同部屋承継となる確率は、

$$1/53 \times 1/105 \dots\dots\dots\text{式①}$$

と表記できる。

これをすべての部屋について計算し、合計するならば、式は

$$1/53 \times \sum Ni(i=1,53) \div 105 \dots\dots\dots\text{式②}$$

となる。Ni は各部屋に所属する一代年寄を除く年寄の人数なので、 $\sum Ni(i=1,53)=105$  である。したがって式②の値は 1/53 となる。

② 同じ一門の名跡を承継する確率

同じ一門の名跡を承継する確率は、

$$\sum \{Mi(i=1,5)/53 \times Li(i=1,5)/105\} \dots\dots\dots\text{式③}$$

(ただし、Mi は i 番目の一門の部屋数、Li は i 番目の一門の年寄数)

と書ける。この中には同部屋の承継を含んでいる

ので、これを除くと、同じ一門内(ただし別部屋)の名跡を承継する確率は、

$$\sum \{Mi(i=1,5)/53 \times Li(i=1,5)/105\} - 1/53 \dots\dots\dots\text{式④}$$

である。

これに実数をあてはめると、同部屋での名跡承継確率は約 1.9%、同じ一門(別部屋)での名跡承継確率は約 19.4%、一門外からの名跡承継確率は 100%からこの 2 つを引いて、約 78.7%となる。これが理論値である。

3) 実態と理論値の比較

では実態はどうか。表2のとおり、新規襲名 24 件のうち、同部屋での承継は 7 件、同じ一門(別部屋)は同じく 7 件、そして一門外が 10 件である。割合はそれぞれ 29.2%、29.2%、41.7%となる。一方が理論値であるため検定になじまないが、同部屋での承継は理論値と比較して極めて高く、同じ一門(別部屋)での承継は、同部屋ほどではないが明らかに高く、一門外の承継は少ない。すなわち、名跡の承継に際しては、同部屋での承継、そして同門での承継が選好されている。ただし、一門外との承継は理論値より低いとはいえ 40%を超えており、承継のパターンとして受容されていることもわかる。

3. 改跡の分析

1) 異動事例の検討

改跡が多い理由は、新規に名跡を襲名する「もと力士」がいる場合、その名跡を借りている年寄が、他の名跡に改跡することによる。

例を示す(図 1 参照)。



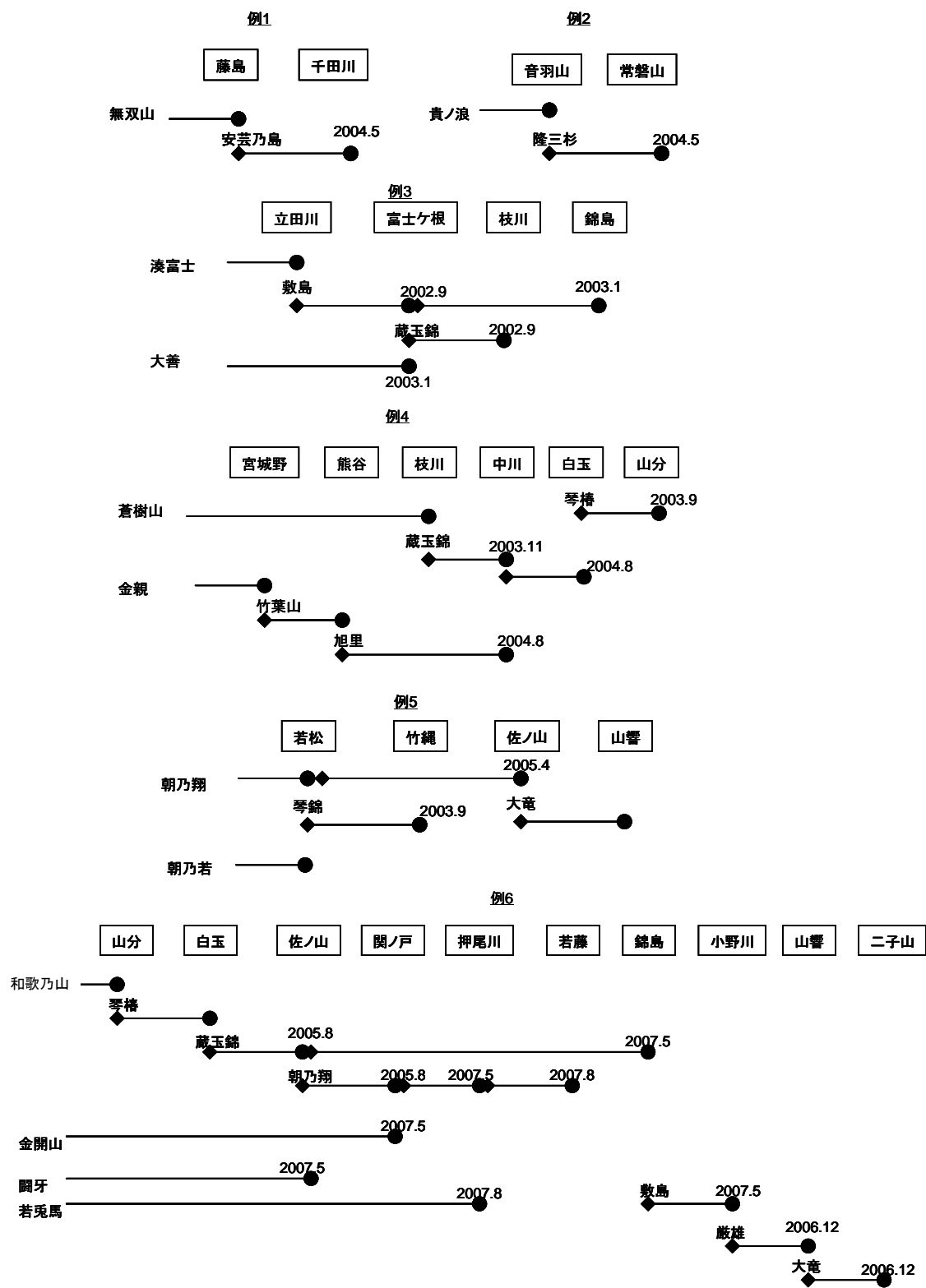


図 1 名跡異動の連鎖の状況

資料: ベースボール・マガジン社「月刊相撲」各号より作成

注: 四角で囲まれた文字は年寄名跡である。囲みのない文字は力士時代の四股名であり、これが各例の左端にあるものは新規襲名である。年月は襲名時期を指す。年月が記載されていないものは、その右に記載された時期と同じである。◆はその名跡を手放したこと、●は襲名したことを指す。

### 例 1

- ・ 2004 年 2 月、年寄千田川(元前頭若鳴門)が定年退職する。これに伴い、千田川は空跡となる。
- ・ 同年 5 月、年寄藤島(元関脇安芸乃島)が千田川に名跡変更。
- ・ 同年 11 月、大関武双山が引退し、年寄藤島を襲名。

この例の場合、新たに年寄に加わったのは武双山 1 人だが、名跡の異動は 2 件である。

### 例 2

- ・ 2004 年 3 月、年寄常盤山(元関脇若秩父)が定年退職する。
- ・ 同年 4 月、年寄音羽山(元小結隆三杉)が常盤山に名跡変更。
- ・ 同年 5 月、大関貴ノ浪が引退し、年寄音羽山を襲名。

この例も例 1 と同様、新たに年寄に加わったのは貴ノ浪 1 人だが、名跡の異動は 2 件である。

### 例 3

- ・ 2002 年 9 月、年寄富士ヶ根(元前頭筆頭蔵玉錦)が枝川に名跡変更する。枝川(元大関 北葉山)は 2000 年 5 月に定年退職しており、その後空跡であった。
- ・ 同月、年寄立田川(元前頭筆頭敷島)が富士ヶ根に名跡変更。
- ・ 同月、元前頭湊富士が引退し、年寄立田川を襲名。
- ・ 2003 年 1 月、年寄富士ヶ根が、錦島に名跡変更。
- ・ 同年 3 月、元小結大善が引退し年寄富士ヶ根を襲名。

本稿が分析の対象としているのは 2003 年からの 5 年間だが、この例では連続する名跡変更を確認するために、2002 年の変更も含めて例示している。この例では、新たに年寄に加わったのは湊富士と大善の 2 名だが、名跡の異動は 5 件である。また敷島は 2002 年 9 月、2003 年 1 月に名跡を変更している。敷島が年寄富士ヶ根であった

期間は、わずか 4 ヶ月程度である。

年寄名跡の貸し借りは 1998 年 5 月に禁止された。ただしこの時点で借りている者については 5 年間の猶予が置かれた。新規の借り株は禁止となった。これが解禁されたのが 2002 年 9 月である。解禁に伴い、新規の借り株が行われたものと思われる<sup>注 11</sup>。

### 例 4

- ・ 2003 年 6 月、年寄中川(元前頭追風山)が定年退職。
- ・ 同年 11 月、年寄枝川(元前頭筆頭蔵玉錦)が中川に名跡変更。
- ・ 同月、元前頭筆頭蒼樹山が引退し、年寄枝川を襲名。

蔵玉錦は例 3 のとおり 2002 年 9 月に枝川に変更しているので、枝川であった期間は 1 年 2 ヶ月程度である。さらに、蔵玉錦は 2004 年 8 月に改跡している。この流れはつぎのとおりである。

- ・ 2003 年 9 月、年寄白玉(元前頭琴椿)が山分に名跡変更。白玉は空跡となる。
- ・ 2004 年 8 月、年寄中川(元前頭筆頭蔵玉錦)が白玉に名跡変更
- ・ 同月、年寄熊ヶ谷(元前頭旭里)が中川に名跡変更
- ・ 同月、年寄宮城野(元前頭竹葉山)が熊ヶ谷に名跡変更
- ・ 同月、元十両金親が引退し、年寄宮城野を襲名

この一連の異動の中で、新規に年寄になったのは蒼樹山、金親の 2 名であるのに対して、これに連れた異動は、2003 年 9 月の白玉から山分への改跡を除くと 6 件である。

### 例 5

- ・ 2003 年 9 月、年寄若松(元関脇琴錦)が竹縄に名跡変更
- ・ 同月、元前頭(準年寄)朝乃翔が若松を襲名
- ・ 2005 年 4 月、年寄佐ノ山(元十両大竜)が山響に名跡変更
- ・ 同月、年寄若松が佐ノ山に名跡変更

- ・同月、元前頭筆頭朝乃若が引退し年寄若松を襲名

この例では、新たに年寄に加わったのは朝乃翔、朝乃若の2人で、名跡の異動は5件である。

#### 例 6

例 6 は少し複雑で、いくつかのブロックにわけて記述する。

#### <ブロック 1>

- ・2005 年 8 月、年寄佐ノ山(元前頭朝乃翔)が関ノ戸に改跡
- ・同月、年寄白玉(元前頭蔵玉錦)が佐ノ山に改跡
- ・同月、年寄山分(元前頭琴椿)が白玉に改跡
- ・同月、元小結和歌乃山が引退し年寄山分を襲名

このブロックでは、和歌乃山の新規襲名に際して名跡の移動が4件である。

#### <ブロック 2>

- ・2007 年 5 月、年寄関ノ戸(元前頭朝乃翔)が押尾川に改跡
- ・同月、元前頭金開山(準年寄)が年寄関ノ戸を襲名

このブロックでは新規襲名 1、異動 2 である。

#### <ブロック 3>

- ・2007 年 8 月、年寄若藤が定年退職
- ・同月、年寄押尾川(元前頭朝乃翔)が若藤に改跡
- ・同月、元前頭若兎馬が引退し年寄押尾川を襲名

このブロックも新規襲名 1、異動 2 であるが、ブロック 2 に示したように、2007 年 5 月に押尾川に改跡した元前頭朝乃翔が、3 か月後には若藤に改跡していることが特徴である。

#### <ブロック 4>

- ・2006 年 12 月、年寄山響(元十両大竜)が二子山に改跡
- ・同月、年寄小野川(元前頭巖雄)が山響に改跡

- ・2007 年 5 月、年寄錦島(元前頭敷島)が小野川に改跡

- ・同月、年寄佐ノ山(元前頭蔵玉錦)が錦島に改跡

- ・同月、元小結鬮牙(準年寄)が年寄佐ノ山を襲名

このブロックでは、新規襲名は鬮牙 1 人だが、名跡の異動は5件である。小野川は2006年12月から2007年5月までは空跡だったので、鬮牙の新規襲名に伴う異動は山響→二子山、小野川→山響を除き3件である。それでも、新規襲名の3倍の異動が起きている。また、山響→二子山、小野川→山響の異動は、新規襲名を伴っていない。つまり、新規襲名を契機としない名跡の異動もあるということである。

## 2) 異動の連鎖

このような概観からわかることの1つは、異動は連鎖するという点である。すなわち、年寄が1名引退し、名跡が空く。この空いた名跡を新たに年寄になる者が襲名するだけなら、連鎖は起きない。実際には、空いた名跡を他の年寄が襲名し、その年寄の名跡をまた他の年寄が襲名し・・・となることが見られる。

連鎖の理由としては、

- ① 名跡を借りている年寄が、取得できる(買える)名跡が空いたことにより、その名跡を襲名する。この場合、名跡を借りている年寄は、取得したい、あるいは取得できる名跡が空くのを待っている。結果として空いた名跡を、他の年寄、あるいは新たに年寄になろうとする者が取得ないし借りる。
- ② 名跡を借りている年寄が、借りている名跡を取得して年寄になろうとする者が現れることにより、他の名跡に異動せざるを得なくなる。この年寄が、名跡を取得するだけの経済的な余裕がない場合や、取得したい名跡が空い

ていない場合には、他の名跡に借り替えることとなる。

③ 上記①②の組み合わせ

といったものが考えられる。名跡の貸借が行われないのであれば、このような連鎖は、あまり起きないはずであろう。

**3) 跡の多い年寄の存在**

第二の特徴は、改跡の多い年寄の存在である。2003～2007 年に、複数回の改跡を経験した年寄の力士時代の四股名と襲名した名跡は以下のようである。6 名が 16 回の改跡を行っている。同じ期間に、年寄の改跡襲名は 27 件だったので、その過半は、このような「異動の多い年寄」によるものだということができる。また、この 16 件のうち、同じ部屋の年寄から名跡を譲り受けた例はない。同門別部屋が 2 件、残る 14 件は別門であった。

朝乃翔(高砂部屋)	佐ノ山、関ノ戸、押尾川、若藤
蔵玉錦(時津風部屋)	中川、白玉、佐ノ山、錦島
琴錦(佐渡ヶ嶽部屋)	竹縄、浅香山
敷島(陸奥部屋)	錦島、小野川
琴椿(佐渡ヶ嶽部屋)	山分、白玉
大竜(大嶽部屋)	山響、二子山

朝乃翔と蔵玉錦は、改跡が 4 回ということは、5 年間で 5 つの名跡を持ったことを意味している。このように、特定の年寄が、おそらくは名跡を借りて、いくつもの名跡を転々とする理由としては、当該の年寄に名跡を取得するだけの資力がないこと、あるいは特定の(たとえば師匠の)名跡が空くのを待っていることなどが考えられる。重要なのは、借り名跡という慣行があることによって、名跡を取得していない年寄でも、年寄として角界に残れるようになっているという点であろう。

**V. 結論**

ここまでの検討をもとに、現在の年寄名跡承継方式が、どのような合理性をもつのかについて纏

めれば以下のとおりである。

**1. 合理性の検討**

**1) モチベーションシステムとしての合理性**

年寄になるためには、一定の競技成績が必要であり、かつ、協会が制定している年寄の経済的な待遇は、安定したものである。これらは、力士に対するインセンティブであり、年寄になろうというモチベーションをもたらす。そしてそのために、番付を上げようとして努力し、興行としての本場所の魅力度が高まる。また、名跡取得には資金を要するので、競技成績を上げるだけでなく、ファンを獲得するために力士は努力するだろう。このように、名跡承継システムは、年寄の安定的な待遇と相俟って、力士に対するモチベーションシステムとして機能するものになっている。

**2) 選抜システムとしての合理性**

年寄になるための要件は、競技者として一定の成績を残していること、および名跡を取得する(買う)だけの資金を用意できることである。親方の子供、あるいは「娘の配偶者」が名跡を譲り受ける場合には、後者の要件は必要ないこともあるだろう。しかし、このような承継は、多頻度では生じない。承継の多くは、これ以外のパターンで行われるものなので、一般的には上記 2 つの要件が必要になる。

この 2 つの要件のうち、競技成績については、一見、経営能力とは無関係である。競技成績を要件とすることは、第一に、前項で述べた「モチベーションないインセンティブシステム」として機能する。ただし、この要件の効果はそれだけではない。第二に、年寄になった後、力士の獲得(スカウト)活動を行うに際して、現役力士時代の成績は、年寄の知名度、信頼性などのイメージの面で効果を持つものと考えられる。そして第三に、高い業績を持つ者は、指導者として信頼される。もちろん、スポーツのコーチの中には、高い競技成績

を残していない者も多い。競技指導という専門的な能力によって信頼される指導者もいる。しかし、大相撲においては、このような指導者は育成されていない。したがって、信頼性の源泉として、現役時代の競技成績の意味が大きい。すなわち、競技成績は、弟子の発掘・育成能力の指標であることができる。

資金が用意できることは、経営能力の構成要素として重要である。力士が力士としての競技活動の成果として1億円を超える資産を形成することは、横綱、大関を長く勤めるような場合を除くと困難である。したがって一般的には、名跡を取得するための資金は、支援者(スポンサー)の獲得によって実現されるものと思われる。換言すれば、支援者を獲得する能力を有することが、年寄の選抜要件、すなわち評価指標となっている。

また、力士が現役を引退し、年寄になるためには、引退した時点で名跡を取得するための資金が用意できていなければならない。したがって、力士は支援者を獲得するための活動を、現役時代から行っている。名跡を取得しようとする力士は、現役時代において、競技だけを行っているのではないということである。そのような活動を行い、成功する力士は、経営者として一定の資質を有しているということができるだろう。そしてこのように見るならば、上記の2つの要件は、年寄を選抜するための指標として、一定の合理性を持つものと言えるだろう。

### 3) 取引システムとしての合理性

年寄名跡の資産としての特徴の一つは、それが名跡という「固有名詞」を持っている点である。ただし、協会内での年寄の義務と権利は、どの名跡であるかによって変わらない。

では、固有名詞であることに意味があるのか。想定できる意味としては

① 名跡が部屋を持つ師匠のものである場合、名

跡の承継が部屋の承継と一体となって行われることにより、部屋の名称が継承される。すなわち、名跡が部屋に帰属している。

② 同様の理由で、名跡が一門に帰属している。すなわち、当該の名跡が一門の中で承継される、あるいはそうしたいという意思がはたらく。

③ 名跡にも「名門」がある。

といったものがあるだろう。

まず③については、年寄安治川が2007年11月に伊勢ヶ浜を襲名した例がある。

\*\*\*\*\*

今年二月に消滅した伊勢ヶ浜部屋を、立浪一門の安治川親方(元横綱旭富士)が再興することになった。同親方が十一月三十日付で年寄伊勢ヶ浜の株を取得し、襲名した。これにより安治川部屋は伊勢ヶ浜部屋に名前が変わり、77年あまりの歴史を誇る名門部屋が復活した。

一九二九年に元関脇清瀬川が興した伊勢ヶ浜部屋は横綱照国、大関清国ら名力士を数多くを輩出し、昨年末までは「立浪・伊勢ヶ浜連合」として派閥を形成。七七年に部屋を継承した先々代(元清国)は御巢鷹山の日航機墜落事故で妻子を失う悲運の中、弟子の育成に励んだ。しかし、奮闘むなしくここ十数年は関取が育たず、衰退した。

先々代は二〇〇六年十一月に定年となった。後継者が定まらぬまま今年二月、解散を余儀なくされたが、名門を惜しみ復興を願う声が高まっていた。伊勢ヶ浜の襲名に伴い、安治川の名跡は元旭富士から同部屋の現役力士、関脇安美錦に譲られた。(日本経済新聞2007年12月1日夕刊、10面)

\*\*\*\*\*

このような承継の目的ないし効果としては、弟子の獲得、支援者の拡大などが考えられる。換言すれば、名跡は一種のブランドである。とはいえ、承継の多くは、ブランド力のある名跡を求めて行われるわけではない。名跡のブランド力が部屋に帰属するものだとすると、このブランド力は、部

屋を承継する年寄によって承継される。伊勢ヶ浜のように、知名度の高い師匠の部屋が解散し、名跡が空跡になった場合はこのような承継があり得るが、例としては稀である。

では、①②のように、名跡は部屋もしくは一門に帰属するのか。統計的な検討から言えるのは

- ・名跡の承継はランダムな状態と比較すると、同部屋、同門で行われることが明らかに多い。
- ・とはいえ、別門への承継は新規襲名の 40%以上を占めており、一般的に行われているといえることができる。

の 2 点である。

同部屋での承継は師匠の名跡を含むので、ランダムな状態より発生確率が高いのは当然といえる。これに対して、同門(別部屋)での承継は師匠の名跡を含まない。これについてもランダムな状態より割合が高いということは、できれば名跡を部屋内、一門内で承継させたいという意思の現われと考えることが妥当だろう。

とはいえ、多くの名跡は別門に承継されている。部屋ないし一門が、内部での名跡の承継を意図しているとしても、実態としては、一門外への承継が行われている、換言すれば一般的に許容されているということである。

このことから、名跡の特性について、2つの結論を導くことができる。第一は、名跡は対外的にはブランドになり得るが、協会内部ではブランドではないという、二面性を持っているという点である。第二に、ブランドではないことによって、名跡が一門外に承継されることが可能になる。結果として、名跡の異動が円滑に行われ得るものと思われる。

名跡の異動の円滑化には、借り株の慣行も貢献している。取得したい名跡が空くのを待っている場合、取得資金が不足のまま力士を引退した場合には、この慣行があるために取得が猶予される。

一方でIV章でみたように、借り株には弊害もあ

る。第一は、改跡が頻繁に行われ、名跡が対外的にブランド化しにくいという点である。第二に、改跡を繰り返している一部の年寄は名跡を取得しそうにない。これは、資力を名跡取得の条件とするという選抜システムの原理を満たしていない。しかし、すべての名跡がブランド化することが理想とはいえ、すべての名跡がブランド化しなければ機能しないということではない。おそらくこれは、異動の円滑化とトレードオフの関係にあり、「すべての名跡がブランド化する」という理想が、若干犠牲にされて、異動の円滑化が実現されているのである。選抜システムについても、異動の円滑化との間のトレードオフがあり、選抜の原理を少し柔軟に運用することにより、円滑化の達成を実現しているとみるべきだろう。

## 2. 多義性と柔軟性

結論として、年寄名跡の承継にかかわるシステムの特徴は、制度ないし原理の多義性と柔軟性であるといえることができる。具体的に指摘できるのはつぎのような点である。

- ・名跡の取得に必要な競技成績は、部屋の継承者については条件が緩和されている。これにより、従来家督として相続されてきた相撲部屋と、近代的な財団法人としての寄附行為や関連規程における年寄の選任条件の調整が行われている。
- ・名跡の取得に必要なのは「力士としての実績」と「資力」だが、借り株によって、後者については一時的に(ないし長期にわたり)不問とされる。これにより、名跡承継の円滑化が実現される<sup>注12</sup>とともに、一部ではあるが、実績はあるが資金のない力士が年寄になる途が残されている。
- ・名跡には固有名詞があり、その意味においてブランドだが、一部の名跡はブランドとしてではなく、営業権、免許として取引される。その意味では、名跡をブランドとして位置づけるのは協会で

はなく、承継者の意志と才覚である。換言すれば、名跡は制度としてのブランドではなく、結果ないし成果としてのブランドなのである。

- ・ 部屋や一門の内部で承継される名跡もあれば、一門外に承継される名跡もある。すなわち、名跡は部屋や一門の資産のようであり、協会全体の資産のようでもある。そして法的には、個人の資産である。年寄は、保有する名跡を部屋の資産ないし一門の資産として弟子に引き継いでいきたいと考えるだろう。しかし、弟子(力士)が、承継の要件を満たし、かつ承継の時点で引退を予定する状況にあるとは限らない。そのような場合には、名跡は部屋ないし一門を超えて承継されることになる。状況が資産としての名跡の性格を決定しているのである。

このような多義性、柔軟性は、協会の環境適応行動であるということが出来る。組織は環境にうまく適応することで存続・発展する。協会はこのような行動によって、年寄制度という伝統的なシステムを維持しているのである。

#### 【注】

注1) 力士は年寄名跡を襲名するまでの間力士として年寄を間近に見ている。これは一種の教育であるということが出来るだろう。ただし、力士は年寄の職務を部分的にせよ遂行するわけではないので、これを OJT(On the Job Training) と呼ぶことはできない。また協会が有する Off-JT(Off the Job Training) の手段として相撲教習所があるが、これは新規入門者を対象とするものであり、年寄襲名を前提とする、あるいは経営能力の形成を目的とする Off-JT は行われていない。

注2) たとえば、小林・土屋・宮川(1986)は日本における戦前の典型的な大企業グループである財閥について、一族による「所有と経

営」から両者が分離し、組織発展に「使用人経営者」が貢献したことを指摘している。また森川(1996)は 1990 年代初頭までの日本企業の経営者の類型を分析し「内部昇進専門経営者の制覇」と結論づけている。

注3) 寄附行為施行細則による。

注4) 内弟子の一般的な意味は「師匠の家に住み込んで、家事を手伝いながら修業する弟子」であるが、相撲部屋では「現役力士や部屋付き年寄が、将来独立して部屋を興すことを前提に、師匠の許可を受けて所属部屋に預け、養成する弟子のこと」を指す(金指(2007))。

注5) 寄附行為による。

注6) 日本経済新聞 2008 年 10 月 1 日による。

注7) 寄附行為施行細則において、理事が業務分掌する職務が列挙されている。相撲博物館規則第 6 条により、相撲博物館長は理事を兼ねることができない。本稿執筆時点の館長は元横綱大鵬であり、年寄ではない。また診療所長は医師である。

注8) 会社法では、取締役候補は取締役会で選ばれ、株主総会に諮られる。取締役候補の代替案について株主が総会で提案することもあるが極めて稀である。委員会設置会社では取締役候補を指名委員会が決定するが指名委員は取締役である。公益法人は会社と比べて制度設計の自由度が高いが、候補者を確定するのは理事会である。財団法人でたとえば都道府県代表者を規程により自動的に評議員にすることは可能だが、代表者資格が相対で取引されるという例は(確認することはできないものの)ないと言ってよいだろう。

注9) 金指(2007)によれば、一門とは、「弟子が支障から独立し新しく相撲部屋を興すなどして、縁続きとなった複数の相撲部屋を総

称するという言葉。いわば、本家と分家という  
ような関係で、連合稽古や冠婚葬祭などさ  
まざまなことで協力関係にある」ものである。  
したがって、年寄名跡の承継相手としては、  
一門外より内のほうが情形的に優先される  
ものと思われる。

注10) 名跡異動の確認方法について

ベースボールマガジン社が発行(協会が監  
修)している『月刊相撲』各月号に「相撲部  
屋聞き書き帖」というページがある。このペ  
ージには各部屋に属する年寄の名前と現  
役時代の四股名が記載されている。当該  
月と前月の間で年寄が変わっている場合、  
異動があったものとした。したがって、たと  
えば1か月の間に複数回の異動があるとこれ  
を把握することができないが、そのような事  
例はあったとしてもおそらくきわめて稀なの  
で本稿の分析上は問題がないと判断した。

注11) 年寄名跡の貸し借りの禁止(1998 年)につ  
いては、同年の事業報告書 p.5 に記載され  
ている。また解禁については、2002 年 9 月  
3 日理事会で審議承認された年寄名跡の  
貸借規程細目による。

注12) たとえば借り株の制度がない場合、名跡が  
空いても、これを買取る資金を持つ力士  
がいなければ空跡のままである。また現役  
力士が引退後のために予め名跡を取得し  
た場合、当該の力士がこの名跡を襲名して  
年寄になるまで、この名跡は空跡となる。

【文献】

- ・金指 基(2007) 相撲大事典(第二版)、現代書館
- ・小林規威・土屋守章・宮川公男(1986) 現代経営事典、日本経済新聞社
- ・森川英正(1996) トップマネジメントの経営史、有斐閣
- ・中島隆信(2003) 大相撲の経済学、東洋経済新報社
- ・生沼芳弘(1994) 相撲社会の研究、不昧堂出版

【引用資料】

- ・月刊相撲、2003 年 2 月～2008 年 1 月号、ベースボールマガジン社
- ・相撲協会、外部役員に 3 氏が決定、日本経済新聞、2008 年 10 月 1 日朝刊、p.41
- ・年寄株継承金訴訟 先代親方の上告退ける、日本経済新聞、2004 年 7 月 10 日朝刊、p.38
- ・二子山部屋申告漏れ 年寄株「取引」行き過ぎ、日本経済新聞、1996 年 7 月 23 日朝刊、p.36
- ・名門・伊勢ヶ浜部屋が復活 安治川親方が襲名 「安治川」は関脇・安美錦に、日本経済新聞 2007 年 12 月 1 日夕刊、p.10
- ・(財)日本相撲協会 事業報告書 平成 10、18 年度版